

平成29年12月

刈谷労働基準監督署からのお知らせ



刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎3階 ☎0566(21)4885

□ 刈谷署管内の労働災害発生状況(労働者死傷病報告書受付状況)

概況：



<平成29年中に発生した労働災害の発生件数>

(11月末時点)

業種	今月件数	累計	対前年増減数	業種	今月件数	累計	対前年増減数
製造業計	20	171 (2)	-2 +1	建設業計		29 (2)	+3 +2
食料品	6	42	+23 -1	土木		3	
繊維	1	4	+2	建築		21 (2)	-1 +2
木材・木製品		1		その他		5	+4
製紙・印刷		4		交通・運輸業	5	51	+1
化学	3	17 (1)	+3 +1	陸上貨物業	1	5	+2
窯業・土石		8	-10	港湾荷役業			
鉄鋼・非鉄		10 (1)	-9 +1	商業	5	53	+4 -1
金属製品	4	29	-4	接客・娯楽業	2	23	+8
一般機械	1	8	-7	清掃業	3	19 (1)	+8 +1
電気機械		3					
輸送用機械	4	36	-2	上記以外	4	50	+8
その他製造	1	9	+2	合計	40	401 (5)	+32 +3

※ 本当計は、平成29年11月末までに受け付けた労働者死傷病報告(休業4日以上)の件数を集計したものです。

※ ()内は死亡者数を内数で表しています。

コメント

災害発生件数は、月を追うごとに増加幅が大きくなっており、遂には12次防の目標値**378件**を大きく上回り、さらには**12次防期間中最多**となることが懸念されます。業種別では、**食料品製造業**の増加が顕著であり、**建設業、運送業、第三次産業**といった製造業以外の全ての業種においても、増加傾向にあります。

災害内容をみると、通路等におけるつまづき・滑りが依然として目立ちます。転倒予防には、「**転ばない身体づくり**」も重要です。皆さんは「**ロコモティブシンドローム(運動器症候群)**」をご存知でしょうか。ロコモティブシンドロームとは、身体の運動器の働きが衰える症状であり、若年層にも広まっています。また、予備軍を含めると**国内の4,700万人**がロコモティブシンドロームの危険性があると言われていています。運動不足、食生活の乱れ、喫煙などは体を支える骨や筋肉量を低下させる原因となるため、「**適度な運動**」と「**適切な食事**」を毎日続けて、転倒災害のリスクを低減するだけでなく、労働者の自主的な健康増進を図りましょう。

□ 今月のトピックス

☆ 「職場の年末安全衛生推進運動」を実施中です。

愛知労働局では、「平成29年度 職場の年末安全衛生推進運動」を実施しています。年の瀬を迎える慌ただしさの中で、不幸な労働災害により、働く仲間の誰一人としてケガをすることなく、明るく新たな年を迎えられるよう、労働災害の防止により一層取り組みましょう。(詳しくは[愛知労働局のホームページ](#)をご覧ください。)

☆ 12月と1月は「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を実施中です。

平成29年秋以降、全国で、**建設業における死亡災害が前年に比べて10%以上増加**し、そのうち、約**45%が墜落・転落災害**となっています。こうしたことから、厚生労働省では、災害の多い年末年始に「**建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン**」を展開しています。(詳しくは[厚生労働省のホームページ](#)をご覧ください。)

各建設現場においても、**元請・下請の皆さまが一丸となって**、墜落・転落災害防止対策を推進しましょう。

10月~12月は

キャンペーン期間です。

No more 労働災害

※キャンペーンの詳細は、右上のQRコードから確認できます。

(裏面あり)

必ずチェック！ 最低賃金 使用者も、労働者も。

＜地域別最低賃金＞

(効力発生日：平成29年10月1日)

最低賃金名	時間額（円）	適用労働者の範囲
愛知県最低賃金	871	愛知県内で働くすべての労働者に適用されます。 ^(※)

(※) 愛知県最低賃金が改正され、特定最低賃金を上回る場合は、愛知県最低賃金が適用されます。

＜特定最低賃金＞

(効力発生日：平成29年12月16日)

最低賃金名	時間額（円）	適用労働者の範囲
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く。)	941	左の各産業（平成25年10月第13回改定の総務省日本標準産業分類の定義による）に属する事業場で働く労働者（技能実習生等の外国人労働者及び事務を専らとする労働者も含む。）に適用されます。 ただし、次に掲げる適用除外労働者については、特定最低賃金の適用が除外され、上記の「愛知県最低賃金」が適用されます。 ＜適用除外労働者＞ 1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3か月未満の者であって技能習得中の者 3 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務に主として従事する者 4 次の特定最低賃金における特有の軽易業務従事者 ① 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 軽易な運搬の業務に主として従事する者 ② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、はんだ付け、選別、検査又は包装の業務に主として従事する者 ③ 輸送用機械器具製造業 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 (建設用ショベルトラック製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業を除く。)	911	
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	875	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))を除く。)	883	
輸送用機械器具製造業 (建設用ショベルトラック製造業を含む。自動車・同部分品製造業及び船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く。)	919	
自動車（新車）小売業	904	

※ 詳しくは、愛知労働局ホームページ(<http://aichi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>)、愛知労働局労働基準部賃金課(☎052-972-0257)又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

働き方改革、進んでいますか？～役立つ情報をご紹介します。～

働き方改革推進大会あいち

参加費：無料

「働き方改革」の本質について、県民の理解を促進することを目的に「働き方改革推進大会」が開催されます。

【開催日時/場所】 平成30年1月22日(月) 13時から / ウィルあいち(名古屋市東区上堅杉町1番地)
 【セミナー内容】 基調講演『働き方改革と今後の動向(仮題)』、会場参加型パネルディスカッション『働き方改革の定着に向けて』など

■ インターネットでの申込みにご協力をお願いします。なお、内容や申込み等に関するお問い合わせは、愛知労働局雇用環境・均等部企画課(☎052-972-0252)までお願いします。

■ 上記セミナーのほか、厚生労働省が開催する**働き方・休み方改革**

シンポジウムもあります。(名古屋会場は1月17日(水)に予定されています。)

詳しくは、[働き方・休み方改善ポータルサイト](#)でご確認ください。

働き方 休み方



「仕事休もっ化計画」

仕事は計画を立てて行うもの。それでは休暇は？

- ① 仕事と生活の調和のために**計画的に**年次有給休暇を取りましょう。
- ② 土日・祝日に**プラスワン**休暇して、**連続休暇**にしよう。
- ③ **話し合いの機会**をつくり、**年次有給休暇**を取りやすい会社になろう。

仕事休もっ化計画



【キッズウィーク】

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して休業日を分散化する取組（キッズウィーク）が平成30年度からスタートします。子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう。

1月4日と5日を休んで11連休に!

